

## 特定生産緑地（府中市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

生産緑地 地区番号	位 置	面 積			申出基準日	指定期限日	図面番号
		生産緑地地区 (都市計画)	特定生産緑地				
			既に指定され ている区域	新たに指定す る区域			
8	府中市多磨町二丁目地内	約 7,330 m <sup>2</sup>	約 6,660 m <sup>2</sup>	約 670 m <sup>2</sup>	令和6年9月21日	令和16年9月21日	1 / 2
200	府中市若松町五丁目地内	約 2,240 m <sup>2</sup>	約 1,860 m <sup>2</sup>	約 380 m <sup>2</sup>	令和6年9月21日	令和16年9月21日	2 / 2

「区域は指定図表示のとおり」